

龍 商 第 9 2 号
令和 7 年 7 月 8 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

龍ヶ崎市長 萩 原 勇



大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第 5 条第 3 項の規定に基づき令和 7 年 4 月 3 日付け茨城県告示第 4 0 5 号により公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第 8 条第 1 項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ドラッグコスモス龍ヶ崎店

所在地 龍ヶ崎市砂町 2 7 4 3 番 外

2 届出者

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

住所

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 1 0 番 1 号

3 意見の内容

(1) 配慮を求める事項及び内容

事 項	配慮すべき具体的内容
① 駐車場の必要台数の確保について	① 来客の自動車が周辺道路の円滑な交通を阻害することのないよう必要十分な駐車台数を確保する。
② 駐車場出入口における交通整理について	② 歩行者と自動車の円滑な通行のため交通誘導員の配置について配慮する。
③ 駐輪場の確保について	③ 来客の自転車を周辺の歩道に止めることにより、歩行者の通行を阻害することのないよう、適正な規模の駐輪場を確保する。
④ 防災・防犯・青少年の非行防止対策への協力について	④ 従業員等の巡回等による防犯や青少年の非行防止への協力を要する。
⑤ 騒音・振動・悪臭の発生などについて	⑤ 周辺住民等に対して、騒音・振動・悪臭の発生について、十分な配慮を行う。特に荷さばき施設については、住宅に近い場所に位置する箇所
⑥ 騒音・振動規制法による規制基準遵守について	



⑦ 廃棄物の保管、処分について ⑧ 街並みづくり等への配慮について ⑨ 都市計画法の手続きについて ⑩ 污水関係 ⑪ 雨水関係	もあることから、利用可能時間内に作業を行うよう徹底するなど、騒音等の発生について十分な配慮を行う。 ⑥ 騒音規制法及び振動規制法に係る特定施設を新たに設置する場合や特定建設作業を伴う建設工事を行う場合は、遅滞なく届出を行い、規制基準等を遵守する。 ⑦ 関係法令を遵守し、適正に管理する。 ⑧ 屋外広告物については、届出を要する。 ⑨ 建築物の建築を目的とした土地の区画形質の変更（面積500㎡以上）が生じる場合、開発許可が必要となる。 ⑩ 周辺地域の衛生環境の保全という観点で下水道污水管等の閉塞事故に留意する。 ⑪ 周辺地域の生活環境の保全という観点で雨水排水の適正な管理に努め、道路や住宅地への溢水に留意する。
--	--

(2) 理由

①～③大規模小売店舗立地に伴って生ずる歩行者及び自転車、自動車等での来客に起因する周辺道路における円滑な交通の阻害が発生しないよう、安全面からの配慮を要する。 ④ 夜間帯においては、人通りも少なくなり、犯罪や青少年の非行リスクが高まることが懸念されることから、従業員等による店舗内・敷地内巡回の対策について配慮を要する。 ⑤ 周辺住民等の生活を考慮し、住環境を守るため、必要な措置を講じる。 ⑥ 騒音規制法及び振動規制法に係る特定施設を新たに設置する場合や、指定されている種類の建設作業機械を使用する際には、必要に応じて基準を遵守するための措置や整備を行う必要がある。 ⑦ 廃棄物処理法などの関係法令に基づく適正な管理義務がある。 ⑧ 茨城県屋外広告物条例第6条、第10条第1項の規定により掲出又は変更改造には許可が必要となる。 ⑨ 都市計画法の手続きについて、店舗敷地については、すでに建築物の敷地として利用されていたことが確認できるが、北側駐車場敷地内に建築物の建築を計画する場合には、許可の要否について確認が必要となる。 ⑩ ～⑪ 敷地内の集水溝や樹等は定期的に点検を行い、汚泥の堆積やゴミなどにより排水が阻害されることのないように維持管理に注意を要する。また、駐車場内に水がたまりすぎないように排水に留意を要する。
